

## 1. グランドデザイン答申における記載

### 教育の質保証システムの確立

- 大学設置基準については、定性的な規定については解釈の明確化を図り、当該解釈に基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるようにするため、解釈に関する通知を発出する。  
今後、時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。具体的には、定員管理、教育手法、施設設備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討する。
- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第 15 条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料を提出することを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

## 2. 第 10 期質保証システム部会における議論

### 質保証システム部会における今後の議論の進め方について

(令和 2 年 9 月 28 日 質保証システム部会長 吉岡 知哉)

質保証システム部会における議論では、このような現行の質保証システムの全体像を俯瞰しつつ、「グランドデザイン答申」やその後のコロナ禍を経て表出した大学像を踏まえ、質保証システムのそれぞれの要素の役割や相互の関係を改めて精査し、時代に即した在り方を検討していくことが求められる。

その際、学修者本位の観点から質保証システムとして最低限保証すべき「質」についての共通理解を深めるとともに、質保証システムは単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、大学は、そうした一連の営みを通して社会から理解と支持を得られること、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となることを意識しつつ、いわば「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい。

### 3. 見直しのコンセプト

#### 【大方針】

- (1) **学修者本位の大学教育**を実現する観点から、質保証システム全体を見直し。
- (2) 質保証を通じて、自己改善に努めつつ、社会に対して必要な説明責任を果たし、それによって社会からも必要な支援を受けることで大学の教育研究機能を充実していく「**社会に開かれた質保証**」を実現。

「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」の2つの方針の下で質保証システムを構成する個別の制度の見直しを検討していくに当たり、この2つの方針から導かれる見直しのための視座として以下の4点が考えられるのではないかと。

- ① 「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」を実現するためには、学修者にとっても社会にとっても、質保証の仕組みやそれぞれの大学教育の状況が、分かりやすくかつ予見可能性のあることが必要。すなわち、学生や保護者、社会一般の関係する誰もが理解可能な、客観性のある質保証システムであることが求められる。 **客観性の確保**
- ② また学修者等が適切な情報を得ることができ、また、社会に対して大学が教育研究の状況について説明責任を果たしていくためには、客観的な情報が適切に公開され、学修者や社会が当該情報にアクセス可能になっていることが必要。 **透明性の向上**
- ③ 社会との往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していく上で、常に変化し続ける社会に対応するための先導性・先進性を確保する必要がある。加えて大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点であり、先進的・先導的な取組を常に行い続けることが期待されている。 **先導性・先進性の確保**
- ④ さらに、社会の変化に対応していくためには、柔軟性を発揮して先進的な取組を講じることと併せ、学修者の学びを保証するとともに質保証システムの実効性を確保するという観点から、厳格性が担保されていることも求められる。 **厳格性の担保**

#### 【具体的な見直しの視点と方向性（案）】

##### ① 客観性の確保

例) 設置基準を今の時代に合ったより客観性あるわかりやすい基準とし、その基準に基づき、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る。

##### ② 透明性の向上

例) 不適合や指摘事項の根拠の開示等により、設置審査の透明性を向上。  
情報公表の徹底・一覧化によって透明性を向上。

##### ③ 先導性・先進性の確保

例) 時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編成しやすくするよう、設置基準の見直しや設置審査における審査体制の柔軟化。

##### ④ 厳格性の担保

例) 情報公表・評価結果に基づく対応の厳格化。